

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める書面)

2023年7月12日

株式会社フィスコ

2023年7月12日

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

大阪府堺市南区竹城台三丁 21 番 1 号
株式会社フィスコ
代表取締役社長 中村 孝也

当社は、2023 年 2 月 28 日付で連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティング（以下「FCO」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、FCO を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。そのため、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2023 年 7 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 差止請求
会社法第 784 条の 2 に従い、FCO に対し、本合併の差止請求をした株主はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
FCO は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権の買取請求
FCO は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
FCO は、会社法 789 条第 2 項に従い、2023 年 4 月 25 日に官報において債権者に対する公告を行い、また、同日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いました。同条第 1 項に従い、FCO に対して異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 差止請求

会社法第 796 条の 2 に従い、当社に対し、本合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第 797 条第 4 項に基づき、2023 年 4 月 25 日に株主に対して電子公告を行ったところ、当社に対し、株式の買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2023 年 4 月 25 日付の官報及び同日付の電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、同条第 1 項に従い、当社に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、FCO からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2023 年 7 月 10 日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に定める書面)

2023年3月15日

株式会社フィスコ・コンサルティング

2023年3月15日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

大阪府堺市南区竹城台三丁目21番1号
株式会社フィスコ・コンサルティング
代表取締役社長 佐藤元紀

当社は、2023年2月28日開催の取締役会において、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、連結親会社である株式会社フィスコ（以下、「フィスコ」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、当社とフィスコの間で本合併に係る吸収合併契約を締結いたしました。そのため、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2023年2月28日付で、当社とフィスコとの間で締結した吸収合併契約は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

フィスコの最終事業年度（2022年1月1日～2022年12月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後のフィスコの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後のフィスコの収益状況及びキャッシュフローの状況について、フィスコの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在のところ予測されておられません。したがって、本合併の効力発生日後におけるフィスコの債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

合併契約書

株式会社フィスコ（以下、「甲」という。）と株式会社フィスコ・コンサルティング（以下、「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

（合併の方法等）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し（以下、「本合併」という。）、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号 株式会社フィスコ

住所 大阪府堺市南区竹城台三丁21番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号 株式会社フィスコ・コンサルティング

住所 大阪府堺市南区竹城台三丁21番1号

（合併の対価等）

第2条 甲は、乙の発行済みの株式のすべてを所有しているため、本合併に際して乙の株主に対する株式その他の金銭の交付は行わない。

（増加する資本金および準備金の額等）

第3条 本合併により、甲の資本金および準備金の額は、増加しない。

（株主総会）

第4条 甲は、2023年3月30日に株主総会を開催し、本契約の承認その他本合併に必要な事項の決議を求めるものとする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上その期日を変更することができる。

2 甲及び乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、乙が、株主総会の決議によって本契約の承認を受ける必要がないことを確認する。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2023年7月1日とする。但し、その期日までに本合併に必要な手續を行うことができないときは、甲乙間の合意により、効力発生日を変

更することができる。

(引継ぎ)

第6条 乙は、効力発生日前日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債及び権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

(従業員)

第7条 甲は効力発生日現在の乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。

(合併条件の変更、本契約の解除)

第8条 本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは本合併の実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ本合併の条件を変更するか又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合には、その効力を失う。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めのない事項又は本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを決定する。

- 2 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の財産の管理及び営業の執行を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上これを実行する。

以上のとおり本契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

2023年2月28日

(甲) 大阪府堺市南区竹城台三丁21番1号
株式会社フィスコ
代表取締役 狩野 仁志



(乙) 大阪府堺市南区竹城台三丁21番1号
株式会社フィスコ・コンサルティング
代表取締役 佐藤 元紘



事業報告

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年1月1日～2022年12月31日）における我が国経済は、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症拡大、ロシアによるウクライナ侵攻、急激な円安及び原油等国際商品相場の高騰などのなかにあつて、設備投資が堅調に推移し、夏場の新型コロナウイルス感染症拡大が収束した後は政府の支援策と相まって個人消費が持ち直しました。しかし、欧米の物価上昇と景気悪化、及び新型コロナウイルス感染症の再拡大の懸念など、依然として先行きは予断を許さない状況が続いています。

このような経済状況を背景として、当社の情報サービス事業及び暗号資産・ブロックチェーン事業に関連する分野においては、日経平均は前年末比2697円21銭（9.36%）安の2万6094円50銭となり、4年ぶりに下落しました。主要国のインフレ抑制の引き締め姿勢が世界景気の減速懸念につながり、日本株も売りが優勢となりました。また、2022年の暗号資産市場は歴史的なインフレを前に各国が金融引き締めを加速するなか株式市場とともに下落トレンドが続きました。また、暗号資産の大きな下落はテラショックやFTXショックを引き起こし、これらの事件を受けてビットコインの価格も史上最高値から約75%下落しました。

こうした経済動向の中ではありますが、当社グループでは中期経営計画（2021年12月期～2023年12月期）を指針として、既存事業の規模拡大、底上げによる安定した収益の確保および、新規事業での事業領域の拡大と収益の創出をめざしてまいりました。

当社グループは、創業以来続くアナリストによる深い企業分析力と、様々なメディア、媒体を通して投資家等に情報を発信できる配信ネットワークを有しております。これらをベースに、今後も個人投資家の関心が高い分野において、安定的な収益確保につながるサービスを増強するとともに、IR支援業務の拡大のためにサポートサービスなどの営業力を強化してまいります。加えて、フィスコブランドを活かした広告収入により、更なる売上増加を目指し、新規サービスの開発、

顧客獲得に引き続き注力します。さらには、暗号資産フィスココイン（以下、「FSCC」といいます。）経済圏の拡大およびFSCCの価値向上を通じて、フィスコの企業価値の向上を目指すとともに、FSCCの取扱い交換所である株式会社カイカエクスチェンジが運営する暗号資産交換所Zaif（以下、「Zaif」といいます。）を中心に、今後も株式会社 CAICA DIGITAL 及び同社グループ各社（以下、「CAICA DIGITALグループ」といいます。）との暗号資産分野の協業体制を継続し積極的な事業展開を進めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,071百万円（前期は1,252百万円の売上高）、売上原価は473百万円（前期は478百万円の売上原価）、売上総利益は597百万円（前期は774百万円の売上総利益）となりました。販売費及び一般管理費は、550百万円（前期は547百万円の販売費及び一般管理費）となり、営業利益46百万円（前期は226百万円の営業利益）となりました。

経常利益は73百万円（前期は239百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は、2,750百万円（前期は3,801百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

1) 情報サービス事業

金融・経済情報配信サービス分野におきましては、ポータルサイト向けコンテンツ提供からの収益が底堅く推移しているものの、法人向けリアルタイムサービス及びアウトソーシングサービスが前期比で減少しています。また、フィスコブランドを活用したプラットフォームの利用に暗号資産の低迷が影響し、広告売上が減少したことなどから、前期比で84百万円減少し、売上高は533百万円（前期は617百万円の売上高）となりました。

上場企業を対象としたIR支援及びIRコンサルティングサービス分野におきましては、フィスコウェビナー開催による潜在ニーズ顕在化の働きかけ、ならびに軟調な株式市況から引き続きIRを積極化する企業ニーズを受けて、中核サービスであるスポンサー型アナリストレポート（フィスコ企業調査レポート）の受注及び改訂コーポレートガバナンスコード対応を意識した統合報告書、決算説明資料・翻訳等の受注によって概ね期初計画通りに推移し、売上高は579百万円（前期は564百万円の売上高）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,112百万円（前期は1,182百万円の売上高）となり、セグメント利益は406百万円（前期は470百万円のセグメント利益）となりました。

2) 広告代理業

広告代理業分野では、従来からのビジネス媒体による定期広告出稿は順調に推移しているほか、第3四半期以降旅行関連のメディア出稿の一部復活やアートイベント開催に伴う動画制作の受注などコロナ禍からの脱却を予感させる状況となっております。またHPのコンテンツ更新に加えてSEO対策の強化や分析の深化を目的とする追加や修正は継続して発生しており、ネット分野のサービスも多様化しながらも堅調に推移しています。

また月次商品・サービスキャンペーンのスポット的な実施からレギュラー化の流れは続いており、売上の安定的な確保につながっております。案件は依然小型化しているものの、今後幅広い分野での受注に向けた営業力強化を継続してまいります。この結果、売上高は60百万円（前期は48百万円の売上高）となり、セグメント利益は8百万円（前期は6百万円のセグメント利益）となりました。

3) 暗号資産・ブロックチェーン事業

株式会社フィスコ・コンサルティングは、暗号資産に対する自己勘定投資を行っていることから、損益の純額を売上に計上しており、2022年11月のアメリカ大手暗号資産交換所FTXトレーディングの経営破綻から、ビットコインを中心とした暗号資産市場の暴落の影響を受け、保有する暗号資産の評価損などの計上により、売上高は△137百万円(前期は22百万円の売上高)、セグメント損失は142百万円(前期は17百万円のセグメント利益)となりました。

② 設備投資等の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移は下記のとおりです。

区 分	第 26 期 (2019年12月期)	第 27 期 (2020年12月期)	第 28 期 (2021年12月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	5,789,403	1,119,525	1,252,901	1,071,372
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	△666,670	66,621	3,801,594	△2,750,445
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△16.13	1.48	83.21	△60.13
総 資 産 額 (千円)	2,203,148	2,720,902	5,383,653	3,826,866
純 資 産 額 (千円)	786,616	1,297,906	3,624,880	2,063,826
1株当たり純資産額 (円)	16.54	27.85	79.12	44.89

(注) 第26期の売上高には、免税事業者に該当し税込方式を採用している連結子会社を除き、消費税等は含まれておりません。

第29期期首からトレーディング目的の暗号資産に係る収益である「暗号資産売却損益」及び「暗号資産評価損益」等の表示方法を営業外損益から売上高へ変更しております。第28期については、当該表示方法の変更の内容を反映した後の指標等になっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)フィスコ・コンサルティング	10百万円	99.8%	暗号資産・ ブロックチェーン事業

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営方針に基づく経営戦略の実践において、株主の皆様のご期待にお応えし、友好かつ継続的な関係を維持していただくためには、健全な財務体質強化と持続的な成長拡大が必要であると認識しております。

そのため、下記の対処すべき課題を掲げ、その対応に取り組んでまいります。

① コンテンツ制作体制の増強・整備と品質管理体制の強化

当社グループは、既存事業の中核である情報サービス事業におけるコンテンツの品質を高めるため、オペレーションの最適化を進めております。

主力事業である情報サービス事業において、コンテンツ制作の多極化に取り組み、より専門化、より多様化する商品を開発するため、持続的なアナリスト教育とスタッフ個々のレベルアップに取り組むと同時に、客員アナリスト等の外部アナリストによるコンテンツ制作等もより積極的に取り組み、安定的な収益確保に努めます。企業IR支援サービス分野では、統合レポート、アニュアル・レポート、ESGレポート、及び英文翻訳業務の拡大と、スポンサー型アナリストレポート(企業調査レポート)を起点とした、企業の非財務情報を適時配信するソリューション提供サービス、企業のIRに関する課題をワンストップで解決できる体制構築を目指します。

② 販売・マーケティング体制の強化

当社ブランドの強みを生かし、IRコミュニケーション・サービスの需要を引き続き取り込むべく、IRコンサルティング事業本部を中核に営業活動を展開しております。投資教育、暗号資産など個人投資家の関心が高い分野及び機関投資家向けのアナリストレポートの販売など、様々なニーズに即応するサービスの開発提供に取り組んでまいります。

③ ウェブサイト及びスマートフォンアプリ運営の拡充

無料スマートフォンアプリ『株・企業報』、『仮想通貨ナビ』及びウェブ版『FISCO』並びに有料課金サイト『クラブフィスコ』においては、定性情報とともに定量情報を横断的に提供しておりますが、特に個別銘柄及び個別資産に関してのデータベースの構築、インターフェイス改良及びデータ処理速度の向上、システムトラブルの対応等に経営資源を継続的・計画的に投下してまいります。

④ システムの強化、バックアップシステムの拡充

コンテンツ供給の多様化、個人顧客をはじめとする供給先の増加、社内情報ネットワークの複雑化、今日的にますます重要となったコンプライアンス上の要請などにより、安全な社内インフラをはじめとするシステムの強化と災害等に対応したバックアップ体制の強化を図っております。今後もこのような内外の体制を厳格に維持する必要があるため重点的に資本投下を継続してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社の業務運営の効率化や、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、IR充実のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、コンプライアンス体制を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス機能の充実等により、企業としての自浄作用が有効に機能するよう図っていく方針であります。

⑥ 暗号資産・ブロックチェーン事業の拡充、安定化

自社発行の暗号資産フィスココイン（FSCC）の認知度向上を図りつつ、暗号資産分野における新規ビジネスの創造、FSCCの価値向上を通じて、当社の企業価値の向上を目指しています。

これらの取り組みを進めるため、当社グループは、投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団として、役員・従業員一同が心を合わせて歩んでまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

セグメントの名称	事業内容	担当企業
情報サービス 事業	法人並びに個人向けの企業情報、金融情報及び暗号資産情報の提供 リアルタイム配信、インターネット配信 アウトソーシング スポンサー型アナリストレポート (企業調査レポート) アニュアルレポート等のIR制作物 クラブフィスコ、フィスコAI スマートフォンアプリ及びPCブラウザ版 『株・企業報』『仮想通貨ナビ』	(株)フィスコ
広告代理業	広告代理業務 広告出版物の企画、編集、制作並びに発行	(株)フィスコ
暗号資産・ ブロックチェーン 事業	暗号資産投資業 ブロックチェーン事業	(株)フィスコ・コンサル ルティング
その他	資本政策、財務戦略、事業戦略支援業務等の各種 コンサルティング業務 ファンドの組成及び管理業務	(株)フィスコ

(6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

当 社	本社：東京都港区 (登記上の本店：大阪府堺市)
-----	----------------------------

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 当社グループの使用人数

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	24名(13名)	1名増(-)
広告代理業	1名(-)	-(-)
暗号資産・ ブロックチェーン事業	-(-)	-(-)
全社(共通)	4名(2名)	4名減(-)
合計	29名(15名)	3名減(-)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)については、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名(15名)	3名減(-)	44.5歳	5.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)については、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	31,694千円
さわやか信用金庫	10,816千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
(2) 発行済株式の総数 45,908,222株
(3) 株主数 15,577名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
シーケッジ インベストメント インターナショナル リミテッド	13,900,000株	30.34%
株式会社ネクスグループ	6,332,400株	13.82%
株式会社CAICA DIGITAL	994,500株	2.17%
株式会社サンジ・インターナショナル	788,000株	1.72%
株式会社クシム	679,500株	1.48%
THOMSON REUTERS (MARKETS) SA	550,000株	1.20%
中埜 昌美	500,000株	1.09%
J. P. Morgan Securities plc	423,300株	0.92%
須長 憲一	340,000株	0.74%
中村 孝也	334,500株	0.73%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（91,701株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2022年12月31日現在)

		2018年 第5回新株予約権	
発行決議日		2018年1月15日	
新株予約権の数		795個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 79,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 40,500円 (1株当たり 405円)	
権利行使期間		2020年1月16日から2023年1月15日まで	
行使の条件 (注)			
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数	470個
		目的となる株式数	47,000株
		保有者数	5人
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人

(注) 新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
狩野 仁志	代表取締役社長	IRコンサルティング事業本部長 (株)フィスコ経済研究所取締役 イー・旅ネット・ドット・コム(株)取締役 (株)グロリアツアーズ取締役
中村 孝也	取締役	情報配信サービス事業本部長兼情報配信部長 (株)カイカキャピタル取締役 (株)フィスコ経済研究所代表取締役 (株)フィスコ・コンサルティング取締役 (株)FISCO Decentralized Application Platform取締役
松崎 祐之	取締役	管理本部長 (株)カイカファイナンス取締役 (株)フィスコ・コンサルティング取締役 (株)フィスコ経済研究所監査役 イー・旅ネット・ドット・コム(株)監査役 (株)ウェブトラベル監査役 (株)グロリアツアーズ監査役 (株)カイカエクスチェンジホールディングス取締役 (株)カイカキャピタル代表取締役 (株)レジストアート監査役
深見 修	取締役	経営戦略本部長 (株)ネクスグループ取締役 (株)ネクス取締役 (株)チチカカ・キャピタル取締役 イー・旅ネット・ドット・コム(株)取締役 (株)グロリアツアーズ取締役 (株)シーズメン取締役 (株)ネクスレーシング代表取締役 (株)ネクスプレミアムグループ取締役 (株)ネクスファームホールディングス取締役 (株)カイカエクスチェンジ取締役 (株)CAICA テクノロジーズ取締役 (株)CAICA デジタルパートナーズ取締役 (株)カイカフィナンシャルホールディングス取締役 (株)カイカエクスチェンジホールディングス取締役 カイカ証券(株)取締役 (株)実業之日本デジタル取締役

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
佐藤元紀	取締役	法人営業本部長兼アドバイザー事業部長 (株)フィスコ・コンサルティング代表取締役 (株)CAICA DIGITAL取締役 (株)クシム取締役
木呂子義之	取締役	弁護士（東京御茶の水総合法律事務所） (株)デュアルトップ社外取締役 [監査等委員] Personal Capital(株)取締役 ATK Partners(株)代表取締役
望月真克	常勤監査役	(株)クシム社外取締役 [監査等委員] (株)カイカエクスチェンジ監査役 (株)フィスコ・コンサルティング監査役 (株)クシムインサイト監査役
加治佐敦智	監査役	税理士 加治佐会計事務所所長 (株)SKアカウンティングエージェンシー代表取締役
森花立夫	監査役	税理士 森花立夫税理士事務所所長 (有)キャピタルプランニング代表取締役

- (注) 1. 取締役 木呂子 義之氏は社外取締役であります。
2. 監査役望月 真克氏及び 加治佐 敦智氏並びに森花 立夫氏は社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役の木呂子 義之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 加治佐 敦智氏及び森花 立夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年3月15日開催の取締役会決議により以下のとおり定めております。

なお、当社取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が以下の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とし、各取締役の役割と責務を踏まえ、適正な報酬水準となるような報酬体系とします。

2. 役員報酬等の内容

当社の取締役に対する報酬は基本報酬及び賞与、株式報酬型ストック・オプションで構成するものとします。また、基本報酬、賞与の総額及び株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会にて決定した総額の限度内とします。

基本報酬は、月次で支給するものとし、他社水準を参考として、業績、役割や責務を勘案して取締役会で決定するものとします。役員賞与は、会社の経営状況に合わせ報酬限度額の範囲内において行い、賞与の配分は、取締役会の協議で決定するものとします。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容

個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長狩野仁志がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の評価配分とします。当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたっては代表取締役社長が最も適しているため、狩野氏に個人別の報酬額の決定権限を委任しております。株式報酬型ストック・オプションは、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議するものとします。

② 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	対象役員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役	7	46	46	—	—
(うち社外取締役分)	(1)	(1)	(1)	—	—
監 査 役	3	6	6	—	—
(うち社外監査役分)	(3)	(6)	(6)	—	—
合 計	10	53	53	—	—
(うち社外役員分)	(4)	(8)	(8)	—	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。ただし、報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。当該決議に係る取締役の員数は7名（社外取締役1名）であります。
- また別枠で、2021年3月30日開催の第27回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は7名（社外取締役1名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は5名であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である狩野仁志氏、中村孝也氏、松崎祐之氏、佐藤元紀氏、深見修及び木呂子義之氏並びに監査役望月真克氏、加治佐敦智氏及び森花立夫氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・当社が損害金等を賠償するとすれば被補償者である取締役（以下「被補償者」という。）が会社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分

- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等の全部

また、当社が被補償者に対し補償金を支払った後であっても、次の事項に該当する場合には、被補償者は当社に対して補償金の全部または一部を返還することとしています。

- ・被補償者が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等の全部

- ・当社が保険者との間で締結する保険契約のうち被補償者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、被補償者を被保険者とするものに基づき、被補償者が保険者から補填を受けた場合には、補償を受けた費用等のうち当該補填を受けた部分

なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により保険会社が補填するものです。ただし、法令違反であることを被保険者が認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 木呂子 義之氏は、株式会社デュアルトップの社外取締役〔監査等委員〕であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 監査役 望月 真克氏は、株式会社カイカエクスチェンジの社外監査役及び株式会社クシムの社外取締役〔監査等委員〕であります。当社と兼職先の間では業務提携を行っております。
- 監査役 加治佐 敦智氏は、加治佐会計事務所の所長であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- 監査役 森花 立夫氏は、森花立夫税理士事務所の所長であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木呂子 義之	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。事業内容に関する事項、内部統制及びコンプライアンスに関する事項の他、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。主に事業運営やグループ企業経営の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 望月 真克	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会 9回全てに出席いたしました。規程類整備等の社内管理体制のほか、財務諸表及び会計に関する事項に対して質問や意見を述べました。長年の社会福祉法人の管理部門における豊富な経験から、内部統制及びコンプライアンスの強化等に関し助言・提言を行っております。
監査役 加治佐 敦智	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会 9回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森花 立夫	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会は 9回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。また、当社と各監査役は、会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第48条において、「当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる」旨定めており、UHY東京監査法人との監査契約書に責任限定の条項を配しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改正後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「フィスコ・グループ企業行動憲章」を確立し、当社グループの役職員に対して、法令及び定款等遵守の周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンス委員会により、当社グループの運用状況と問題点を把握し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ 当社グループの役職員の社内教育及び指導の徹底を図り、定期的にその実施状況を取締役に報告する。
 - ④ 当社及び当社子会社に「内部通報」に関する規程を設け、法令又は定款等に抵触する行為の早期発見と解消、改善に努める。
 - ⑤ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
 - ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ⑦ 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、管理本部を対応部門とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応していく。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ① 役職員の職務執行に係る情報については文書管理規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
 - ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程に規定された期間とする。
 - ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの様々なリスクを一元的に把握・管理を行うため、リスクの洗い出し、予防、有事発生時における対応を行うため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を策定して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社及び当社子会社は、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ③ 取締役会の決定に基づく職務執行に関する権限及び責任については、社内規程及び規則において明文化し業務を効率的に遂行する。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役が子会社の取締役を兼務させ、関係会社管理規程その他関連規程に基づき、当該兼務者から子会社の職務執行及び事業状況の報告内容を当社に報告させる。
 - ② 当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、当社及び子会社において、役職員に対するコンプライアンス教育、研修を継続的に実施する。
 - ③ 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行う。
 - ④ 当社及び子会社それぞれにリスク管理担当者を設け、各社連携して情報共有を行う。
 - ⑤ 当社内部監査室は、当社及び子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はこれに対応し、監査役の同意を得て、当該使用人を選定し、使用人は監査役の指揮命令に服し、職務を遂行する。また、当該使用人の人事については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼす影響のおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、監査役又は内部通報窓口へ報告する。
 - ② 監査役及び内部通報窓口へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
 - ③ 内部通報窓口の担当者は、内部通報窓口になされた全ての報告を監査役に報告する。
- (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保するように代表取締役はその体制を整備する。
 - ② 監査役と会計監査人との情報交換の機会を確保する。
 - ③ 社外監査役に法律、会計等の専門家を起用できる体制を確保するとともに、監査役が外部の弁護士、公認会計士に直接相談する機会を確保することができる。
 - ④ 監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムに基づき、第29期事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務遂行について

監査役は当事業年度において監査役会を9回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して、期初に内部監査計画を策定し、各部門に対する業務監査を実施しました。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

各部門長及びコンプライアンス部部長をメンバーとしたリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に関しては、毎月1回実施しております。本年度は未開催ですが、コンプライアンス教育の一環として、金融商品取引法における投資助言業務にかかわる従業員を中心とした全従業員を対象に、外部専門家を講師としてお招きし研修を行うこととしております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定かつ継続的な利益還元を経営における最重要課題のひとつとして認識しております。そのため、市場環境に順応する柔軟かつ強固な経営基盤を確立し、既存事業の拡充とともに内部留保による資源をもとに成長分野への参入を進め、収益性を高めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり3.0円とさせていただきます予定です。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「最良の投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団」として今後も持続的に企業価値を向上させていくためには、当社の全ての役職員が、高いプロフェッショナル意識を持ち続けることが必要と考えております。そしてこの高い意識こそ、株主の皆様をはじめ利害関係者との信頼関係を維持できる何よりのものと認識しております。

当社は、東京証券取引所グロース市場に上場していることから、支配を目的とした大量買付けを受けられる可能性は否定できません。しかしながら、公開企業としては、たとえ支配権が移転することになっても、個々の役職員が高いプロフェッショナル意識を持ち続け、更なる研鑽に励むことができ得れば、それが企業価値を高め、株主利益につながるものと考えます。

そこで、そのようなときに株主の皆様はその買付けの是非をご判断いただけるように、つねに当社株式の取引状況を注視して、買付け先の属性を把握し、買付け目的の真意を明確にできるような情報収集に努めてまいります。

当社は、大株主との関係が良好であり、いまのところ敵対的買収に対しての具体的な取り組みは行っておりませんが、内外の判例やケーススタディ、関連法令など最新情報の収集を重ね、株主の皆様の利益を守るための迅速な経営判断ができるように準備をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,292,300	流 動 負 債	165,789
現金及び預金	299,225	買掛金	34,328
売掛金	136,522	短期借入金	39,694
仕掛品	6,566	1年内返済予定の	
暗号資産	796,605	長期借入金	10,816
前払費用	9,289	契約負債	26,130
預け金	2,512	未払法人税等	1,365
その他	41,578	未払金	42,405
固 定 資 産	2,534,566	その他	11,049
有形固定資産	19,550	固 定 負 債	1,597,250
建物及び構築物	413	繰延税金負債	1,581,083
器具及び備品	19,137	退職給付に係る負債	1,691
無形固定資産	80,992	長期未払金	14,475
のれん	26,582	負 債 合 計	1,763,040
ソフトウェア	29,470	純 資 産 の 部	
その他	24,940	株 主 資 本	2,280,444
投資その他の資産	2,434,022	資本金	14,857
投資有価証券	2,372,117	資本剰余金	1,746,713
差入保証金	21,781	利益剰余金	529,225
長期貸付金	49,923	自己株式	△10,351
長期未収入金	6,550	その他の包括利益累計額	△223,507
その他	15,200	その他有価証券評価差額金	△223,507
貸倒引当金	△31,550	新 株 予 約 権	6,888
資 産 合 計	3,826,866	純 資 産 合 計	2,063,826
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,826,866

連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,071,372
売 上 原 価		473,901
売 上 総 利 益		597,470
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		550,483
営 業 利 益		46,987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,097	
為 替 差 益	71	
暗 号 資 産 売 却 益	34,192	
そ の 他	5,006	40,368
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,122	
支 払 手 数 料	5,516	
和 解 金	1,050	
匿 名 組 合 投 資 損 失	2,918	
そ の 他	3,471	14,078
経 常 利 益		73,276
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
新 株 予 約 権 戻 入 益	467	467
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,713,875	
貸 倒 引 当 金 繰 入	25,000	
関 係 会 社 整 理 損	310	2,739,186
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,665,441
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,423	
法 人 税 等 調 整 額	80,580	85,003
当 期 純 損 失		2,750,445
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		2,750,445

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2022年1月1日 ）
（ 至 2022年12月31日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	100,000	1,651,855	3,416,725	△10,351	5,158,229
当期変動額					
剰余金の配当			△137,055		△137,055
減資	△90,000	90,000			—
新株の発行	4,857	4,857			9,715
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,750,445		△2,750,445
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度 変動額合計	△85,142	94,857	△2,887,500	—	△2,877,784
当連結会計年度末残高	14,857	1,746,713	529,225	△10,351	2,280,444

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	△1,543,319	△1,543,319	9,970	3,624,880
当期変動額				
剰余金の配当				△137,055
減資				—
新株の発行				9,715
親会社株主に帰属する当期純損失				△2,750,445
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	1,319,812	1,319,812	△3,081	1,316,730
当連結会計年度 変動額合計	1,319,812	1,319,812	△3,081	△1,561,054
当連結会計年度末残高	△223,507	△223,507	6,888	2,063,826

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社フィスコ・コンサルティング

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 株式会社フィスコ経済研究所
- ・非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社フィスコ経済研究所
- ・持分法を適用しなかった理由

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法

- ロ. その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- ハ. デリバティブ 時価法
- ニ. 棚卸資産 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

- ホ. トレーディング目的で保有する暗号資産
- ・活発な市場があるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
 - ・活発な市場がないもの 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- なお、活発な市場の有無は、対象暗号資産が金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所または販売所での取り扱いがあり、国内外の暗号資産交換所または販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定することとしております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

- イ. 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 当社及び連結子会社とも定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 15年 |
| 器具及び備品 | 3年～10年 |
- ロ. 無形固定資産
- 当社及び連結子会社とも定額法
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準
収益及び費用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. 情報サービス事業

法人向けリアルタイムサービス・アウトソーシングサービスの売上については、金融・経済情報ベンダー主要9社の専門端末を通して、株式、為替、経済、暗号資産などのリアルタイム投資情報コンテンツを配信、ニーズに合わせた金融・経済情報コンテンツ提供など、情報コンテンツ契約の契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。プラットフォーム利用の広告収入及びポータルサービスの売上については、広告の掲載時やクリック数、表示回数に応じて、そのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

IR支援及びIRコンサルティングサービスの売上については、企業調査レポートや統合報告書などを納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

ロ. 広告代理事業

広告代理事業においては、ビジネス媒体による定期広告出稿、動画制作の受注及びHPのコンテンツ更新などを行っております。

これらの売上については、主に媒体に広告出稿がされた時点や各種ウェブサイト制作分等を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

ハ. 暗号資産・ブロックチェーン事業

暗号資産・ブロックチェーン事業においては、暗号資産交換所を通して、暗号資産の売買を行っております。暗号資産売買による収益は、市場売却及び売買契約時の暗号資産の売買差額であり、約定日に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
- 当社のIRコンサルティング事業本部（旧㈱フィスコIR）は、合併前より引き続き退職給付制度を採用しております。退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付債務の計算については簡便法を適用しております。
- また、2003年11月に確定拠出年金制度を選択制により導入し、新制度に加入した従業員については従来の退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を行っております。
- 投資効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり、定額法により償却を行っております。
- 純額で売上高に表示しております。
- ロ. のれんの償却方法及び償却期間
- ハ. トレーディング目的で保有する暗号資産の取引に係る損益
- 二. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用
- 当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
- なお、連結納税制度を適用してはりましたが、2022年3月31日付で最後の連結子法人の残余財産が確定し、連結納税グループからの離脱することになり、2022年5月9日付で清算が終了しております。それに伴い2022年4月1日以降、連結納税制度を取りやめております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(暗号資産に係る表示方法の変更)

従来、「営業外損益」に計上しておりましたフィスコにおける「暗号資産」の収益計上は、当連結会計年度より「トレーディング収益に係る損益の純額」及び「暗号資産評価損益」を「売上高」に含めて計上する方法に変更しております。

この変更は、当社における前期に取得したカイカコイン(CICC)等のトレーディング等収益に対する比率が高くなってきたこと、今後、暗号資産の投資に対する重要性が高まるであろうという理由から、暗号資産のトレーディングを主要な営業活動のひとつとして位置付けたことに伴うものです。

なお、当社グループが保有する暗号資産にて資金決済を行った際に生じた決済差額は、トレーディングに係る損益ではないため「営業外損益」の「暗号資産売却損益」として計上しております。

(連結損益計算書関係)

IR支援及びコンサルティングサービスの給与と業務委託費の一部につきましては、これまで販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、経営成績をより適切に表示することを目的として、当連結会計年度より当該費用について「販売費及び一般管理費」から「売上原価」に表示方法を変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千万円(繰延税金負債と相殺前)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

(ii) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りにつきましては、翌連結会計年度以降の予算及び中期経営計画を基礎としており、当該予算及び中期経営計画の策定に当たっては、当社グループが現在入手している各セグメントの市場動向、受注状況等に基づいて作成しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当社グループの業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

(iii) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により資金決済法が改正され、仮想通貨は暗号資産に呼称が変更されており、以下の注記では暗号資産と記載しております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1)暗号資産の連結貸借対照表計上額

	当連結会計年度 (2022年12月31日)
保有する暗号資産	796,605 千円
合 計	796,605 千円

(2)保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

	当連結会計年度 (2022年12月31日)	
種類	保有数量(単位)	連結貸借対照表計上額
MONA	0.936 MONA	0 千円
XEM	0.507 XEM	0 千円
XYM	0.112 XYM	0 千円
その他	—	1 千円
合計	—	1 千円

②活発な市場が存在しない暗号資産

	当連結会計年度 (2022年12月31日)	
種類	保有数量(単位)	連結貸借対照表計上額
FSCC	1,980,705.313 FSCC	432,709 千円
CICC	28,763,314.619 CICC	311,207 千円
SKEB	175,593,000.000 SKEB	52,677 千円
その他	—	10 千円
合計	—	796,604 千円

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金(注) 1	36,196千円
投資有価証券(注) 2	159,000千円
計	195,196千円

(注) 1 定期預金は、取引保証の担保に供しております。

(注) 2 投資有価証券は、株式会社ネクスグループの借入金49,300千円の担保に供してあります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	55,751千円
(3) 有形固定資産の減損損失累計額	2,921千円
(4) 保証債務	
以下の会社の金融機関からの借入に対し連帯保証を行っております。	
株式会社ネクスグループ	49,300千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	45,776,722株	131,500株	一株	45,908,222株

(2) 剰余金の配当に関する事項

イ. 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	その他利益剰余金	137,055千円	3.0円	2021年12月31日	2022年3月31日

ロ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 定時株主総会	普通株式	その他利益剰余金	137,449千円	3.0円	2022年12月31日	2023年3月31日

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
2012年第3回新株予約権	普通株式	155,000	—	155,000	—
2018年第5回新株予約権	普通株式	79,500	—	—	79,500
合計	—	234,500	—	155,000	79,500

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、グループ各社の資金の過不足を調整し、かつ資金効率の最適化を図るグループファイナンスの方針に沿い、余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産やグループ各社への貸付及び投融資として運用する方針であります。運転資金等の資金調達については、金融機関からの借入を行う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、顧客取引先等の信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)に晒されておりますが、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。長期貸付金は、当社グループファイナンスにより資金運用を目的としております。投資有価証券は、主に関係会社及び業務上の関係を有する取引先の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。そのため、発行者の財務状況等及び対象金融商品の評価額を定期的に把握しております。差入保証金は、供託金や営業保証金、契約時に差し入れている賃貸借契約によるものであるため、差入先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に信用状態を調査して把握する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金、借入金につきましては、管理部門において月次ごとに資金繰計画表を作成し、経理規程に基づき、期日管理及び残高管理を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等((注)2.参照)及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	2,300,866	2,300,866	—
(2) 差入保証金	21,781	21,781	—
(3) 長期貸付金	49,923		
貸倒引当金(※1)	△25,000		
	24,923	24,894	△28
(4) 長期未収入金	6,550		
貸倒引当金(※2)	△6,550		
	—	—	—
資 産 計	2,347,571	2,347,542	△28
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	10,816	10,790	△25
負 債 計	10,816	10,790	△25

※1 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 長期未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 現金及び預金、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※4 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。また、投資事業組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、時価開示の対象としておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	18,988
投資事業組合出資金	52,262

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 投資有価証券

投資有価証券の時価は取引所の価格によっております。

(2) 差入保証金

供託金や営業保証金、契約時に差し入れている賃貸借契約によるものであるため、信用リスクはほとんどないものと認識しており、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期未収入金

時価については、決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

負債

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	299,225	—	—	—
売掛金	136,522	—	—	—
長期貸付金 (注)	—	21,923	—	—
合計	435,748	21,923	—	—

(注) 長期未収入金6,550千円(貸倒引当金6,550千円)、長期貸付金28,000千円(貸倒引当金25,000千円)、差入保証金21,781千円は、返済期日が明確に把握できないため上表には含めておりません。

(注) 3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	39,694	—	—	—	—
長期借入金	10,816	—	—	—	—
合計	50,510	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,300,866	—	—	2,300,866

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	24,894	—	24,894
長期借入金	—	10,790	—	10,790

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	情報サービス	広告代理業	暗号資産・ ブロックチェーン	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	822,509	60,997	-	35,149	918,655
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	290,085	-	-	-	290,085
顧客との契約から生じる収益	1,112,594	60,997	-	35,149	1,208,742
その他	-	-	△137,370	-	△137,370
外部顧客への売上高	1,112,594	60,997	△137,370	35,149	1,071,372

(2) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権（売掛金）	264,689	136,522
契約負債	27,064	26,130

(注) 契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、27,064千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が933千円減少した主な理由は、前受金の減少によるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	44円89銭
(2) 1株当たり当期純損失	60円13銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社との合併)

当社は、2023年2月28日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第29期定時株主総会に、当社連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティング（以下フィスコ・コンサルティング）といいます。）を当社に吸収合併することに関する「合併契約承認の件」を付議することを決議しました。

1. 本合併の目的

当社は、2023年2月20日にフィスコ・コンサルティングの株式を追加取得したことにより、全株式を保有しております。今後の当社グループの経営資源の効率化を目的とし、当社100%出資の連結子会社であるフィスコ・コンサルティングを当社に吸収合併することといたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

フィスコ・コンサルティング取締役会決議日	2023年2月28日
当社取締役会決議日	2023年2月28日
合併契約締結日	2023年2月28日
合併契約承認株主総会（当社）	2023年3月30日（予定）
合併期日（効力発生日）	2023年7月1日（予定）

※本合併は、フィスコ・コンサルティングにおいては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、フィスコ・コンサルティングは解散いたします。

(3) 合併に係る割当ての内容

本合併は、100%出資連結子会社の吸収合併であるため、株式又はその他財産の割当ては行いません。

(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 被合併法人の概要 (2022年12月31日現在)

名称	株式会社フィスコ・コンサルティング
事業内容	経営コンサルティング及び暗号資産投資事業
所在地	大阪府堺市南区竹城台三丁21番1号
代表者役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 元紀
資本金	10,000千円
純資産	△1,200,466千円
総資産	57,405千円

4. 会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(株式報酬型ストック・オプションの発行)

当社は、2023年2月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、2023年3月30日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当するため、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せて承認を求めるものであります。

当該新株予約権の発行内容は、以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

3,000個を上限とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は1,500個（うち社外取締役分は100個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式300,000株を株式数の上限とし、このうち150,000株（うち社外取締役分は10,000株）を、当社取締役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、2023年3月30日開催予定の当社第29回定時株主総会において、「ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件にいたします。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,276,965	流動負債	161,512
現金及び預金	295,760	買掛金	34,221
売掛金	134,847	短期借入金	39,694
前払費用	9,289	1年内返済予定の	
仕掛品	6,566	長期借入金	10,816
関係会社未収利息	123	契約負債	26,130
暗号資産	786,337	未払法人税等	945
その他	44,040	未払金	41,428
固定資産	2,535,356	預り金	5,788
有形固定資産	19,550	その他	2,488
建物及び構築物	413	固定負債	1,597,250
器具及び備品	19,137	退職給付引当金	1,691
無形固定資産	80,992	繰延税金負債	1,581,083
のれん	26,582	その他	14,475
ソフトウェア	29,470	負債合計	1,758,763
その他	24,940	純資産の部	
投資その他の資産	2,434,813	株主資本	2,270,176
投資有価証券	2,319,854	資本金	14,857
長期貸付金	48,923	資本剰余金	1,597,208
関係会社長期貸付金	1,254,520	資本準備金	704,849
差入保証金	21,781	その他資本剰余金	892,359
その他	21,750	利益剰余金	668,462
貸倒引当金	△1,232,016	利益準備金	2,284
資産合計	3,812,322	その他利益剰余金	666,177
		繰越利益剰余金	666,177
		自己株式	△10,351
		評価・換算差額等	△223,507
		その他有価証券評価	
		差額金	△223,507
		新株予約権	6,888
		純資産合計	2,053,558
		負債・純資産合計	3,812,322

損 益 計 算 書

(自 2022年 1 月 1 日)
(至 2022年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,183,473
売 上 原 価		469,256
売 上 総 利 益		714,217
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		545,393
営 業 利 益		168,824
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36,273	
暗 号 資 産 売 却 益	34,192	
そ の 他	1,577	72,044
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,122	
支 払 手 数 料	5,516	
和 解 金	1,050	
そ の 他	3,471	11,160
経 常 利 益		229,707
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
新 株 予 約 権 戻 入 益	467	467
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,713,875	
関 係 会 社 清 算 損	310	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	192,118	2,906,304
税 引 前 当 期 純 損 失		2,676,129
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,003	
法 人 税 等 調 整 額	80,580	84,583
当 期 純 損 失		2,760,712

株主資本等変動計算書

（ 自 2022年 1 月 1 日 ）
（ 至 2022年12月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	699,991	802,359	1,502,351	2,284	3,563,945	3,566,230
当期変動額							
剰余金の配当						△137,055	△ 137,055
減資	△90,000		90,000	90,000			
新株の発行	4,857	4,857		4,857			
当期純損失						△2,760,712	△2,760,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	△85,142	4,857	90,000	94,857	-	△2,897,767	△2,897,767
当期末残高	14,857	704,849	892,359	1,597,208	2,284	666,177	668,462

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△10,351	5,158,229	△ 1,543,319	△ 1,543,319	9,970	3,624,880
当期変動額						
剰余金の配当		△137,055				△137,055
減資		-				-
新株の発行		9,715				9,715
当期純損失		△2,760,712				△ 2,760,712
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,319,812	1,319,812	△3,081	1,316,730
当期変動額合計	-	△2,888,052	1,319,812	1,319,812	△3,081	△ 1,571,322
当期末残高	△10,351	2,270,176	△223,507	△223,507	6,888	2,053,558

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

トレーディング目的で保有する暗号資産

- ・ 活発な市場があるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
- ・ 活発な市場がないもの 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、活発な市場の有無は、対象暗号資産が金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所または販売所での取り扱いがあり、国内外の暗号資産交換所または販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定することとしております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 15年

器具及び備品 3年～10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付引当金を計上しております。退職給付債務の計算については簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準
収益及び費用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

イ. 情報サービス事業

法人向けリアルタイムサービス・アウトソーシングサービスの売上については、金融・経済情報ベンダー主要9社の専門端末を通して、株式、為替、経済、暗号資産などのリアルタイム投資情報コンテンツを配信、ニーズに合わせた金融・経済情報コンテンツ提供など、情報コンテンツ契約の契約期間にわたってサービスの提供を行っており、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。プラットフォーム利用の広告収入及びポータルサービスの売上については、広告の掲載時やクリック数、表示回数に応じて、そのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

IR支援及びIRコンサルティングサービスの売上については、企業調査レポートや統合報告書などを納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

ロ. 広告代理事業

広告代理事業においては、ビジネス媒体による定期広告出稿、動画制作の受注及びHPのコンテンツ更新などを行っております。

これらの売上については、主に媒体に広告出稿がされた時点や各種ウェブサイト制作分等を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

ハ. 暗号資産・ブロックチェーン事業

暗号資産・ブロックチェーン事業においては、暗号資産交換所を通して、暗号資産の売買を行っております。暗号資産売買による収益は、市場売却及び売買契約時の暗号資産の売買差額であり、約定日に収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、連結納税制度を適用しておりましたが、2022年3月31日付で最後の連結子法人の残余財産が確定し、連結納税グループからの離脱することになり、2022年5月9日付で清算が終了しております。それに伴い2022年4月1日以降、連結納税制度を取りやめております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(暗号資産に係る表示方法の変更)

従来、「営業外損益」に計上しておりましたフィスコにおける「暗号資産」の収益計上は、当事業年度より「トレーディング収益に係る損益の純額」及び「暗号資産評価損益」を「売上高」に含めて計上する方法に変更しております。

この変更は、当社における前期に取得したカイカコイン(CICC)等のトレーディング等収益に対する比率が高くなってきたこと、今後、暗号資産の投資に対する重要性が高まるであろうという理由から、暗号資産のトレーディングを主要な営業活動のひとつとして位置付けたことに伴うものです。

なお、当社が保有する暗号資産にて資金決済を行った際に生じた決済差額は、トレーディングに係る損益ではないため「営業外損益」の「暗号資産売却損益」として計上しております。

(損益計算書関係)

IR支援及びコンサルティングサービスの給与と業務委託費の一部につきましては、これまで販売費及び一般管理費として処理しておりましたが、経営成績をより適切に表示することを目的として、当事業年度より当該費用について「販売費及び一般管理費」から「売上原価」に表示方法を変更しております。

(追加情報)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により資金決済法が改正され、仮想通貨は暗号資産に呼称が変更されており、以下の注記では暗号資産と記載しております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1)暗号資産の貸借対照表計上額

	当事業年度 (2022年12月31日)
保有する暗号資産	786,337 千円
合 計	786,337 千円

(2)保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

	当事業年度 (2022年12月31日)	
種類	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
ETH	0.005 ETH	0 千円
BCH	0.008 BCH	0 千円
XYM	0.063 XYM	0 千円
その他	—	0 千円
合計	—	0 千円

②活発な市場が存在しない暗号資産

種類	当事業年度 (2022年12月31日)	
	保有数量(単位)	貸借対照表計上額
FSCC	1,980,705.313 FSCC	440,499 千円
CICC	28,763,314.619 CICC	293,149 千円
SKEB	175,593,000.000 SKEB	52,677 千円
その他	—	10 千円
合計	—	786,336 千円

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一千円 (繰延税金負債と相殺前)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金 (注) 1	36,196 千円
投資有価証券 (注) 2	159,000 千円
計	195,196 千円

(注) 1 定期預金は、取引保証の担保に供しております。

(注) 2 投資有価証券は、株式会社ネクスグループの借入金49,300千円の担保に供してあります。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

区分表示したものを除き、該当事項はありません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額	55,751 千円
(4) 有形固定資産の減損損失累計額	2,921 千円
(5) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額	
長期金銭債権	20,923 千円
(6) 保証債務	
以下の会社の金融機関からの借入に対し連帯保証を行っております。	
株式会社ネクスグループ	49,300 千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引以外

営業外収益	35,196 千円
営業外費用	－ 千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	91,701株	－株	－株	91,701株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	(千円)
固定資産	3,875
関係会社株式	52,459
投資有価証券	938,727
その他有価証券評価差額金	77,311
繰越欠損金	61,894
貸倒引当金	426,154
退職給付引当金	5,620
その他	3,113
繰延税金資産小計	1,569,155
評価性引当額	△1,569,155
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
関係会社株式交換益	△1,581,083
繰延税金負債合計	△1,581,083
繰延税金負債の純額	△1,581,083

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要法人等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	㈱ネクスグループ	被所有	役員の兼務	担保の提供 (注) 1	49,300	—	—
		直接 13.8		債務保証 (注) 2	49,300	—	—

(注) 1. ㈱ネクスグループの借入金に対して担保保証(物上保証)をしたものであります。取引金額は、担保資産(投資有価証券)に対する債務の期末残高を記載しております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等金融機関からの借入に対して、当社が債務保証を行っております。なお、保証料は受取っておりません。

(注) 3. 市場価格等を勘案して個別に協議のうえ、一般取引と同様に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)フィスコ・コンサルティング	所有	役員の兼任	利息の受取	35,176	関係会社 未収利息	68
				資金の貸付	150,000	関係会社 短期貸付金	-
		直接 99.8		資金の回収	150,000		
				資金の貸付 (注) 2	80,000	関係会社 長期貸付金	1,253,520
				資金の回収	546,479		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸借については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、無担保であります。

(注) 2. 関係会社長期貸付金に対し、1,200,466千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度においては、167,118千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	狩野 仁志	被所有	当社代表 取締役	資金の回収 (注) 2	-	長期貸付金	20,923
				利息の受取	496	-	-
		直接0.46		債務被保証 (注) 3	10,816	-	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸借入については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注) 2. 貸付金の担保として、同氏保有の当社株式に対して質権設定を行っております。

(注) 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の金融機関からの借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	44円67銭
(2) 1株当たり当期純損失	60円35銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社との合併)

当社は、2023年2月28日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第29期定時株主総会に、当社連結子会社である株式会社フィスコ・コンサルティング（以下フィスコ・コンサルティング）といたします。）を当社に吸収合併することに関する「合併契約承認の件」を付議することを決議しました。詳細につきましては、連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

(株式報酬型ストック・オプションの発行)

当社は、2023年2月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき承認を求める議案を、2023年3月30日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしました。詳細につきましては、連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社フィスコ
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指 定 社 員 公認会計士 安河内 明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 谷田 修一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィスコの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月27日

株式会社フィスコ
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 安河内 明

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 谷田 修一

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィスコの2022年1月1日から2022年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月27日

株式会社フィスコ	監査役会
常勤監査役	望月真克
(社外監査役)	
社外監査役	加治佐敦智
社外監査役	森花立夫

以上